

高等教育の修学支援新制度における 令和6年度日本学生支援機構給付奨学金 二次採用申込について

この案内は、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」と言う。）に係る日本学生支援機構給付奨学金の案内となります。新制度は「入学料減免」・「授業料減免」・「日本学生支援機構給付奨学金」が併せて支援されます。生計維持者の所得・通学形態・家族構成等により、日本学生支援機構給付奨学金の支援区分及び支給月額が決定し、支援区分に応じて入学料（専攻科生及び編入学生のみ）・授業料の減免額が決定されます。

1. 申込資格

令和6年度に本科4・5年生及び専攻科生であり、以下の基準に該当する者。

（過去に本科4年生以上の時に留年または現在留年中の者は対象外）

【学力基準】※次のいずれかに該当すること

【4年生】

- （1）1～3年次の評定平均値が3.5以上であること
- （2）将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、「学修計画書」で確認できること

【5年生・専攻科生】

- （1）高専における全履修科目のGPA（平均成績）が、上位1/2以上であること
- （2）修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ将来、社会で自立し、活躍する目標をもって大学等における学修意欲を有していることが、「学修計画書」で確認できること

【家計基準】（収入基準・資産基準）※いずれかの区分に該当すること

- （第Ⅰ区分）申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
- （第Ⅱ区分）申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
- （第Ⅲ区分）申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
- （第Ⅳ区分）申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

※令和6年度申請分より、多子世帯（就学中の子が3人以上いる家庭）の中間層に対しての支援として、第Ⅳ区分が追加されました。（対象は多子世帯のみです）

※日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」で、新制度の対象になりそうかどうか大まかに調べることができます。 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

支援金額（国公立高等専門学校の場合）※区分により支援金額が異なります

	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分		第Ⅳ区分	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
奨学金月額	17,500 (25,800)	34,200	11,700 (17,200)	22,800	5,900 (8,600)	11,400	4,400 (6,500)	8,600
授業料減免 (半期)	117,300 (全額)		78,200		39,100		29,350	
入学科減免	84,600 (全額)		56,400		28,200		21,200	

※生活保護世帯（受けている扶助の種類は不問）の人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、（ ）内の金額となります。

※受給資格は原則として令和6年10月分から卒業（修業年限の終期）までです。ただし、採用後は定期的に適格認定（採用区分の見直し）が行われ、学業成績や家計基準により、区分の変更や廃止となることがあります。また、懲戒処分を受けた場合は、認定の取り消しや停止となります（詳細は給付奨学金案内 P28）。

2. 申込手順

- ① 学校（学生課窓口：学生課学生係）から申込書類一式を受け取る。（**令和6年9月20日（金）まで**）
※郵送を希望する場合は、**令和6年9月19日（木）（必着）**までに返信用封筒角2号（切手250円分貼付・宛名記入済）を学生課学生係までご郵送ください。（返信用封筒で申込書類を郵送致します。）
- ② 学校へ以下の書類を提出（**令和6年9月30日（月）必着**）
 - ・給付奨学金確認書【提出用のみ】（本人控えは切り離して保管してください）
 - ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
 - ・その他必要書類（該当者のみ）（冊子 P22 を参照ください）
- ③ 「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容をスカラネットに入力
（同封のスカラネットのログイン ID とパスワードを使用）
- ④ 「マイナンバー提出書のセット」の郵送（**スカラネット申し込み後1週間以内かつ9月30日（月）まで**）
※その後、学生係で入力データを取りまとめ、学内選考を経て日本学生支援機構に推薦します。

3. 学生係からの配布書類

- ・「2024年度在学者用 給付奨学金案内」
- ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- ・マイナンバー提出書のセット
- ・インターネット入力用 ID・パスワード

4. 提出書類（全員提出）

（1）全員が提出する書類

No.	提出書類	注意事項	提出先
1	給付奨学金確認書	給付奨学金案内に掲載していますので、該当ページを切り取って使用してください。 ※記入する住所が住民票と違っていても、現住所を記入してください。	学生課 学生係
2	「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」	判定結果があるまで、前期授業料は徴収が猶予されます。	
3	マイナンバーの提出	申請者が <u>日本学生支援機構に簡易書留にて、直接郵送。</u> （確認書類（番号・身元）を同封する。）	<u>日本学生支援機構</u>

（2）該当者のみ提出する書類

必ず給付奨学金案内冊子P22をご確認ください。

5. その他連絡事項

- （1）申請を取りやめる場合は、その旨を必ず学生係へ連絡してください。
- （2）スカラネット入力後一週間以内に申込者から機構にマイナンバーを提出する必要があります。
- （3）不明な点がありましたら学生係へお問合せください。
- （4）書類に記載された個人情報は、奨学金の申請に関する資料としてのみ使用します。

《提出・問合せ先》

〒410-8501 沼津市大岡3600
沼津工業高等専門学校 学生課学生係
TEL：055-926-5734
FAX：055-926-5882